

社会福祉法人むくの会

役員等報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人むくの会（以下「法人」という。）の役員等の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員等に対して、その報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会またはその他の会議等に出席するため、あるいは法人の業務のために活動したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地又は勤務地から会議会場までを計算した交通費の実費額及び研修等会議参加費用のほか、職員の旅費規程に準ずるものとする。

(改 正)

第5条 この規程の改正については、理事会の議決を経て評議委員会での決定を要する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。